

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構研修者受入規程

平成22年4月1日規程第66号

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が実施する研修者、研修（実習）生、研究生等（以下「研修者等」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 研修者の受入とは、外部からの依頼に基づき、企業・団体等の技術者や大学等の学生などを研修者、研修（実習）生、研究生等（以下「研修者」という。）として受入れることをいう。

## (研修者を受け入れる組織)

第3条 道総研において研修者を受け入れる組織は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程（平成22年4月1日規程第4号）第2条に規定する組織（以下「当該機関」という。）とする。

## (申請)

第4条 当該機関において研修を希望する者が所属する機関の長等（以下「申請者」という。）は、当該機関が定める研修者の受入れに係る要領に基づき、当該機関の長に対し研修を希望する者の受入れについて申請するものとする。

## (受入れの諾否)

第5条 研修者の受入申請を受理した当該機関の長は、申請内容を審査の上、研修者の受入れの諾否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 研修者の受入れを決定した当該機関の長（以下「所属長」という。）は、研修者の指導等を行う担当研究職員（以下「担当研究職員」という。）を指定する。

## (研修者の義務)

第6条 研修者は、研修を受け入れる時に、所属長に対し、別に定める誓約書を提出しなければならない。

2 研修者は、研修に専念するとともに、道総研の諸規程を遵守しなければならない。

3 研修者は、研修期間中は担当研究職員の指示に従わなければならない。

4 研修者は、研修において知り得た秘密について、研修期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負うものとする。

## (研修期間)

第7条 研修期間は原則1年以内とする。ただし、所属長が特に認める場合はこの限りでない。

## (研修場所)

第8条 研修場所は、担当研究職員が指定する場所とする。

## (研修に必要な経費)

第9条 研修者の研修期間中の旅費、滞在費及び研修に必要な原材料や消耗品等の研修に要する費用については、申請者が負担するものとする。

(発明等に係る権利の取扱い)

第 10 条 当該研修によって発生した発明等に係る権利については、道総研と研修者が所属する機関が協議して、その持分を定める。

(研修内容の変更又は取消し)

第 11 条 所属長は、当該機関の業務の都合、若しくは研修効果の向上等に特に必要な場合は、申請者と協議の上、研修期間の変更、研修内容の見直しを行うことができる。

2 所属長は、研修者が研修を遂行する見込みがないと認められたとき、道総研の業務に著しく支障をきたしたとき、道総研の諸規程に反すると認められる行為があったとき、又は研修を継続することが不適當であると認めたときには、研修を取り消すことができる。また、研修の取り消しを行った場合には、所属長は申請者に通知するものとする。

(研修成果の公表)

第 12 条 研修者が研修期間中に得た成果を公表しようとするときは、所属長の承諾を得なければならない。

(研修結果報告書)

第 13 条 所属長は、必要に応じて研修者から研修に係る報告書等を提出させることができる。

(研修証明書の交付)

第 14 条 所属長は、申請者の求めに応じて研修証明書を交付することができる。

(損害賠償等)

第 15 条 申請者は、研修者の故意又は重大な過失により道総研の設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 研修者が、研修期間中に自己の責任により負傷等を被った場合、道総研は賠償の責任を負わない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 8 日規程第 71 号)

この規程は、平成 22 年 7 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日規程第 41 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。